

令和4年度答申第24号  
令和4年7月12日

諮問番号 令和4年度諮問第20号（令和4年6月7日諮問）  
審査庁 特許庁長官  
事件名 特許出願却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、特許出願（特願a。以下「本件出願」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が指定された期限までに手続の補正をしなかったとして、特許法（昭和34年法律第121号）18条1項の規定に基づき、本件出願を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### （1）特許出願

特許法36条1項は、特許を受けようとする者は、特許出願人の氏名等を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない旨規定し、同条2項は、願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならないと規定し、同条3項は、明細書には、発明の名称、図

面の簡単な説明等を記載しなければならない旨規定する。

(2) 手続の補正

特許法17条3項は、特許庁長官は、手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているときは、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる」と規定し、同条4項は、手続の補正をするには、手続補正書を提出しなければならないと規定する。

(3) 手続の却下

特許法18条1項は、特許庁長官は、同法17条3項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる」と規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和2年9月7日、特許出願（特願a）（本件出願）をした。

（特許願）

- (2) 処分庁は、令和2年10月26日付け（同年11月10日発送）の手続補正指令書（以下「本件手続補正指令書」という。）をもって、特許法17条3項の規定に基づき、審査請求人に対し、本件出願は、法令に定める要件を満たしていないとして、本件手続補正指令書の発送の日から2月以内（以下「本件指定期間」という。）に手続補正書の提出を命じた（以下「本件補正指令」という。）。本件手続補正指令書には、手続補正書で補正すべき事項として、①願書に特許出願人（審査請求人）の印が押されていないため、意思の確認ができないこと、②明細書及び図面が正確に記載されていないこと、③願書に特許請求の範囲及び要約書が添付されていないことが記載されていた。

（審理員意見書、手続補正指令書）

- (3) 処分庁は、令和3年1月28日付けで、審査請求人に対し、①同日現在、本件手続補正指令書における指摘事項の一部又はすべてについて、その補正をする手続補正書の提出がない旨、②本件指定期間を経過した後2月を経ても、本件手続補正指令書におけるすべての指摘事項を補正する手続補正書の提出がない場合、出願を却下する旨及び③本件出願を維持するのであれば速

やかに手続補正書を提出するよう求める旨を通知した（以下この通知を「本件却下処分前通知」という。）。

（通知書（却下処分前通知））

（４）処分庁は、令和３年２月１９日に、審査請求人に電話連絡をし、審査請求人から手続補正書の提出を待ってもらいたい旨の要望を受け、３月中を目処に提出をお願いしたい旨を伝えた。また、同年３月２９日に、審査請求人から新たな特許出願を検討しているので、本件出願は却下になっても構わない旨の電話連絡を受けた。

（審理員意見書、弁明書）

（５）処分庁は、令和３年１１月１日付けで、審査請求人に対し、指定した期間内に手続の補正がなかったとして、特許法１８条１項の規定に基づき本件出願を却下する処分（本件却下処分）をした。

（審理員意見書、出願却下の処分）

（６）審査請求人は、令和３年１１月２９日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（７）審査庁は、令和４年６月７日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### ３ 審査請求人の主張の要旨

医師作成の診断書に記載されたとおりのしびれや体調不良のため、補正手続をすることができなかったことから、本件却下処分の取り消しを求める。

## 第２ 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

特許庁長官は、本件出願に係る手続が法令で定める方式（特許法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１０号）様式第２６備考１１（令和２年経済産業省令第９２号による改正（令和２年１２月２８日施行。以下「本件改正」という。）前のもの。以下同じ。）、特許法３６条３項１号、同項２号、同規則様式第２９備考１８、様式第３０備考５、特許法３６条２項）に違反していることを理由として、特許法１７条３項２号の規定に基づき、本件補正指令により手続の補正を審査請求人に命じたが、その後、本件改正により、特許法施行規

則の様式第26備考11で定められていた特許出願人の押印が不要となり、本件出願の願書の方式違反はなくなったものの、その他の点については、審査請求人が本件指定期間内に補正をしなかったことが認められ、同法18条1項の規定に基づき、本件出願を却下した本件却下処分は適法である。

審査請求人は、前記第1の3の主張をするが、本件却下処分がされたのは、本件手続補正指令書発送の日から約1年の期間を経過した後であること、令和3年3月29日に審査請求人が特許庁担当者に対して、新たな特許出願を検討中であること及び本件出願が却下処分になっても構わない旨述べたことを考慮すると、審査請求人には補正を行う十分な機会があったものといえ、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の上記主張は理由がない（なお、審査請求人は、令和3年11月19日付けの医師の診断書（審査請求書の添付書類）を提出しているが、同診断書の内容によっても、審査請求人に補正を行う十分な機会があったとの上記判断は左右されない。）。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年6月7日、審査庁から諮問を受け、令和4年6月23日、同月30日及び同年7月7日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和4年6月23日、主張書面及び資料の提出を受けた。

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、審査庁に対する審理員意見書提出（令和4年3月30日付け）から本件諮問（令和4年6月6日付け）までに2か月以上の期間を要している。このような期間を要した事情について審査庁は、諮問に係る内部決裁の都合上、人事異動の時期に掛かっていたこともあり、通常より決裁の完了まで時間を要したとし、今後は計画的な案件の管理に努めたい旨主張する。諮問に係る審査庁の意思決定は必須のものであり、それに関わる者の異動が処理に要する期間に影響しなくはないが、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的を踏まえると、審査庁においては、審理員意見書が提出されれば、速やかに諮問することが求められる。今後、進行管理の改善に向けた真摯な対応を期待したい。

(2) 上記(1)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

- (1) 特許を受けようとする者は、特許庁長官に願書を提出しなければならない（特許法36条1項）、願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない（同条2項）。願書は、特許法施行規則23条において、様式第26により作成しなければならないとされ、様式第26備考11は、「**【氏名又は名称】**」は、自然人にあっては、氏名を記載し、その横に印を押す。（略）」と規定する。次に、明細書には、発明の名称及び図面の簡単な説明を記載しなければならない（特許法36条3項1号、2号）。その明細書は、特許法施行規則24条において、様式第29により作成しなければならないとされ、様式第29備考13は、「**【発明の名称】**」は、明細書の最初に記載し、当該発明の内容を簡明に表示するものでなければならない。」と、同備考15は、「**【図面の簡単な説明】**」は、図の説明ごとに行を改めて「**【図1】** 平面図」（中略）のように記載し、当該図の説明の前には、「**【図面の簡単な説明】**」の見出しを付す。（略）」と規定する。そして、図面は、特許法施行規則25条において、様式第30により作成しなければならないとされ、様式第30備考5は、「2以上の図があるときは、原則として当該出願に係る発明の特徴を最もよく表わす図を「**【図1】**」とし、以下各図ごとに「**【図2】**」、「**【図3】**」のように連続番号を図の上に付し、（中略）。（略）」と規定する。
- (2) これを本件出願についてみると、①願書に特許出願人の押印がない、②添付された明細書に発明の名称及び図面の簡単な説明が記載されておらず、所定の段落番号の記載がない、③願書に特許請求の範囲が添付されていない、④添付された図面に2以上の図があるにもかかわらず、図番号が付されていない、⑤願書に要約書が添付されていない、という方式違反があったと認められる。そして、審査請求人は、本件手続補正指令書により上記の方式違反について補正を命じられた。
- (3) その後、処分庁は、令和2年12月28日、本件改正により、願書に記載する特許出願人に係る押印を廃止した。これにより、同日をもって、本件出願の願書は、記載した特許出願人に係る押印は不要となり、上記①の点を補正する必要はなくなった。しかし、引き続き、その余の②から⑤までの点は補正される必要があったのであり、本件指定期間を経過しても審

査請求人はこれらを補正していないのであるから、このことからすれば、本件出願は却下されるべきものであるといえる。

なお、上記第1の2(2)から(5)までのとおり、本件補正指令によって補正を求められた特許出願人に係る押印は本件改正により廃止され、当該補正の必要はなくなったことについて、何ら審査請求人に示されることなく、本件却下処分に至るまでの手続がされている。法令の改正は、公布の手続により国民の知り得べき状態に置かれ、処分庁もその改正の都度、自らのホームページで当該改正について情報提供をしているとはいえ、処分庁自らが補正(特許出願人に係る押印)を一たび命じたのであるから、本件改正の施行後から本件却下処分に至るまでの間に、当該補正が不要となったことを本件補正指令の名宛人(審査請求人)に何ら示さなかったことは相当とはいえない。本件改正は特許出願人の負担を軽減するものであるから、尚更である。

そこで、本件改正が施行された時点以降にされた手続をみると、まず、上記第1の2(3)のとおり、処分庁は、令和3年1月28日付けで、審査請求人に対し、本件却下処分前通知をし、その後、本件却下処分をしている。そうすると、少なくとも、本件却下処分前通知の時点では、特許出願人の押印を求める補正は本件改正の施行により必要はなくなったことを示しておくべきであったといえる。今後、出願後にされた法令改正に係る方式審査について、処分庁における改善が求められる。

- (4) 次に、審査請求人は、審査請求書に令和3年11月19日付けの医師作成の診断書を添付し、手のしびれや体調不良のため、補正手続をすることができなかったと主張する。当該診断書には、特に令和3年1月以後頸部・背部痛が強くなっており、両手のしびれも強くなっている旨の記載があり、当審査会からの求めに応じて審査庁から提出された資料によれば、令和3年2月19日に処分庁が審査請求人に電話をした際、審査請求人は、「体調が優れない」、「しんどいから電話きってもいいですか」等と発言していることが確認できる。また、当該資料によれば、上記の電話でのやりとりで処分庁は同年3月中には補正してほしいと伝えていること、そして、同年3月29日には、審査請求人は、自ら処分庁に電話をし、新たな出願を考えている旨発言していること、体調に関する発言はなかったことが確認できる。その後、約7か月を経過した同年11月1日付けで本件却下処

分がされ、同月29日には、審査請求人は、代理人を立てることなく本件審査請求をしている。

そうすると、審査請求人の体調が優れないとしても、常時、処分庁に対し電話なり文書なりで意思を伝えることもできないような状態ではないとみられるから、補正をすることができる期間中において、補正することがおよそ不可能であったとは考え難い上、審査請求人に補正の機会は十分に与えられていた（処分庁は、上記の二度目の電話から約7か月（本件手続補正指令書の発送の日（令和2年11月10日）から約1年）経過して本件却下処分をした。）というべきであるから、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 以上によれば、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹